

260908付質問②

業務名：08国補地道第08-03-144-Z-001号 仮栈橋上部製作工事（その１）

	質問内容	回答
1	配置予定字術者について、工場製作時と輸送時でそれぞれ別の技術者を配置することは可能でしょうか。可能な場合、輸送開始時から配置する技術者は輸送等の施工経験が必要となるかご教示願います。	入札公告３（３）に記載のとおり、工種の切り替えによる技術者の変更は認めておりません。
2	総合評価項目の「配置予定技術者の施工経験」の評価について、工場製作時と輸送時で別の技術者が配置できる場合、工場製作時に配置する技術者が評価対象と考えてよろしいでしょうか。	上記1のとおり。
3	入札参加資格確認申請において、申請時点で一人に特定できない場合、配置予定技術者は最大3名まで提出できるとの記載がありますが、工場製作時と輸送時で別の技術者が配置できる場合、工場製作時に配置を予定する技術者として3名、輸送時に配置を予定する技術者として3名というように、それぞれ最大3名まで候補者を提出することは可能でしょうか。それとも、工場製作・輸送を合わせて、本工事全体で最大3名までという扱いでしょうか。	上記1のとおり。
4	様式第15号（評価項目算定用）「若手又は女性技術者の配置」の（注）6に、「製作工と架設工（現場据付工）の工種がある場合は、それぞれ別の技術者（評価を受けた若手又は女性技術者と同等の評価を得られる技術者）を配置することができる。」とありますが、本工事における「架設工（現場据付工）」を輸送工を含むものとして解釈し、工場製作と輸送について、それぞれ別の技術者を配置することが可能と考えてよろしいでしょうか。	上記1のとおり。
5	想定している輸送時期についてご教示願います。	令和9年11月以降、順次輸送を見込んでおります。